慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	深沢民司君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.12 (2001. 12) ,p.119- 126
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20011228-0119

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特別記事

深沢民司君学位請求論文審査報告

深沢民司君より提出された学位請求論文『フランスにおけるファシズムの形成』（岩波書店、一九九九年）の目次は章だてに限って言えば次のようになっている。

序　章　フランス・ファシズム論の展開と本書の課題
第一章　ブーランジスムと大衆運動の成立
第二章　モーリス・バレスのナショナリズム
第三章　シャルル・モーラスの君主主義とアクション・フランセーズ
第四章　ジョルジュ・ソレルの社会主義
第五章　セルクル・プルードンのプレファシズム
第六章　ピエール・テータンジェの極右主義と愛国青年同盟
第七章　ジョルジュ・ヴァロワのファシズムとフェソー
終　章　ファシズム形成の理路

終章を除き、各章は最初に「はじめに」が置かれ、そのあと三節から四節に分かれており、全体で約四〇〇頁に達する力作である。

1　研究史における本書の位置

ファシズムと言えばイタリアやドイツを中心に研究されている。ファシズム発祥の地はイタリアであるし、ドイツには政権を握って独裁体制を樹立したナチズムがあり、今日なお広範な関心を集めている。だがファシズム研究者として知られる山口定も述べているように、この二カ国に限らず世界中にファシズムは存在した。それも「後進国」に限らず、イギリスやフランスにもファシズムの理論や運動は存在していたのである。

それにしてもなぜ「フランスのファシズム」が主題とされるのか。本書の立場はこの点きわめて明快である。イタリアやドイツ、とりわけドイツに集中している研究史の現状に対して、フランスにも着目すべきであるという以上の積極的な意義を、フランス・ファシズムの研究に認めているのである。この点を明快に論じているのが序章であり、この部分は本書の出発点であると同時に、著者の到達点でもあって、きわめて読み応えのある序章になっている。

本書が成るにあたって、著者の視点の設定に決定的な影響を及ぼしたのは、フランスの研究者ステルネルのフランス・ファシズム三部作であった。『モーリス・バレスとフランス・ナショナリズム』（一九七二）、『革命的右翼 一八八五―一九一四 ファシズムのフランス的起源』（一九七八）、『右翼でも左翼でもなく フランスのファシズム・イデオロギー』（一九八三）がそれである。三部作の完成した年とほぼ時を同じくして、著者がフランス・ファシズムに取り組むようになったのは偶然の一致とはいえ印象に残る事実である。著者はフランス・ファシズム研究におけるステルネル以前とステルネル以後という表現を使っているが、それくらいステルネルの書物のインパクトは絶大であった。

ではそのインパクトはどこにあったのか。著者はステルネルのファシズム論を次の五つの命題に整理している。すなわち、①「ファシズムとは、一九世紀末の啓蒙に対する文化反乱に由来する完全な知的自律性をもった文化的・政治的現象である」、②「ファシズムは自由民主主義とマルクス主義を批判する第三の革命的な路線である」、③「ファシズムは世紀末に登場した有機的・種族的ナショナリズムと、ソレルの革命的サンディカリズムが代表するマルクス主義の修正との合成によって形成された」、④「世界大戦はファシズムを誕生させたのではなく、触媒の役割を果たしたにすぎない」、⑤「フランスは最初にこの合成が行われたファシズムの誕生地であり、また、ファシズム体制が成立しなかったゆえに、そのイデオロギーがもっとも純粋な形で発現した国である」、という次第である。この命題はさらに次のように整理される。

ステルネルはファシズムを何よりもイデオロギーとして把握し、フランスのファシズムをドイツやイタリアのそれと違って政権をとらなかったがゆえに、かえってイデオロギーとしての純粋さを保持できたと評価する。ファシズムを主としてイデオロギーとしてとらえているため、ステルネルはファシズムの起源を一八八〇年代に求めることになる。ステルネルによれば、フランス・ファシズムは、ドイツ・ファシズムの場合と違って、「完全な知的自律性をもった文化的・政治的現象」である。従来のファシズム研究においては、ファシズムには完成度の高い教義体系は欠落しているとか、ファシズムにおいて教義体系は副次的意義しか持たないとされるのが通例であった。おそらくその古典的な表現をカール・マンハイムや丸山眞男に認めることができよう。これに対しステルネルはファシズムをなによ

りもイデオロギーとして把握すべきであると考え、ファシズムは社会主義や自由主義に比肩するだけの「知的完結性」をもつものととらえている。ファシズムが文明現象として歴史的重要性をもっているのは、ファシズムが「ヨーロッパ近代の必然的産物」だったからである。すなわち一八世紀から一九世紀にかけて確立した近代社会・近代文化に対する代表的なイデオロギー的応答として、自由民主主義（自由主義的基盤に立脚した民主主義）と社会主義に対する、いわば第三の道としてのファシズムの意義を新たに確定しようというのが、ステルネルの意図であった。

ファシズムを雑多な思想の寄せ集めと見るのではなく、まとまった教義体系と見るこのような視点に立った場合、ドイツ・ファシズム研究において重視されているような世界大戦の意義は控えめなものになり、よりマクロな近代社会の発展過程における一九世紀後半、フランスの場合特に一八八〇年代がファシズム・イデオロギーの起源となる時期として着目される。深沢民司君の本書はかかるステルネルの問題意識や視点を継承し、フランス・ファシズムのイデオロギーの変遷を歴史的に研究した力作で、単にこれまで空白だった研究分野をうめたにとどまらず、少なくとも日本での研究状況に限定して言えば、この分野の中心と言われるドイツやイタリアの研究にも見られないほどの本格的研究であると言ってよい。以下本論に即して深沢君の研究内容をもう少し詳細に紹介することにしよう。

2　本書の内容の要約

フランス・ファシズムのイデオロギーの歴史的変遷を追求するという場合、深沢君は第二章から第四章にかけて、ファシズム・イデオロギーを準備した人物、乃至ファシズムに流れ込んでいく思潮を生み出した人物として、主にモーリス・バレスやシャルル・モーラス、ジョルジュ・ソレルなどを取り上げ、第五章において、著者自身「プレファシズム」と位置づける集団「セルクル・プルードン」を、そして第六章と第七章においてフランス・ファシズムの運動として「愛国青年同盟」や「フェソー」を、特にピエール・テータンジェやジョルジュ・ヴァロワの思想を取り上げている。これらのうちソレルについての第四章を除けば、いずれも日本における開拓的研究に当たる。

さてファシズム成立の基本的前提の一つが大衆の広範な成立であり、フランスにおける大衆運動の成立を告知するのがブーランジェ将軍に由来するブーランジスムであった。それは合理的な議会政治に背を向ける大衆運動の先駆けで

あると同時に、ナショナリズムを「普遍人間的なもの」から「国粋的なもの」に転換する端緒にもなった。そしてブーランジスムから極右同盟への発展を考察する上でモーリス・バレスは都合のいい人物だった。バレスはブーランジストとして政治的経歴をはじめただけでなく、右翼ナショナリズムの思想的基礎を築き、ファシズム形成にも多大な影響を及ぼしたという意味で重要な人物である。バレスは典型的な世紀末の「デカダン」として出発した。そこからの脱却を目指して参加したブーランジスムにおいて、大衆運動の「生の躍動」を実感することで閉塞感からの突破口を見出したのである。大衆運動において本能や無意識の力を実感することによって近代合理主義からの突破口を見出すと同時に、個人主義の否定としての「国民共同体の称揚」をも実感することができた。バレスの「大地と死者」の教義は「環境と世襲」が表現する伝統的共同体、すなわち「国民」に所属することによってはじめて「真のアイデンティティ」を確立しうると主張した。人間の意志を重視する進歩主義的主張に対して、バレスは自然の強制力への服従を勧める本能の力こそがアイデンティティの核心にあると主張する。その一方でバレスには、そういう自然法則とは異質な闘争や動態的なものの力にも「自然の力」を認め、国民を単位とした社会ダーウィニズムに立脚した闘争を主張するナショナリズム論もあった。前者が保守的ナショナリズムであるとすれば、後者は過激主義的ナショナリズムであった。このうち保守的ナショナリズムの方を継承し発展させたのがシャルル・モーラスであった。彼もデカダンとして出発した。彼は君主主義的ナショナリズムを「自然法則」にのっとった必然的なものとして正当化し、いわゆる「完全ナショナリズム」論を展開した。

バレスのいま一つのナショナリズム論と同じ系譜に立つのがジョルジュ・ソレルである。彼は単なるデカダンではなく、同時代の道徳的頽廃を怒り、それを生み出した近代の理性主義や進歩主義的傾向を激しく批判した。彼にとって本来の道徳とは「闘争から生まれる崇高や偉大さ」であり、現代における新しい道徳の担い手として、闘争へと身構えた革命的エネルギーを持つ労働者大衆に期待をかけていた。ソレルの革命的サンディカリズムの思想はこのような文脈において理解できる。

モーラスの君主主義的ナショナリズムとソレルの革命的サンディカリズムの「合成」を目指したのがセルクル・プルードンであり、深沢君はその保守革命的主張を「プレファシズム的性格」のものととらえている。その主たる担い

手となったナショナリスティクな「行動主義と現実主義とを尊ぶ新しい世代」の若者たちは前者から「国民共同体の絶対化」を、後者から「暴力と戦争の賛美」を継承したが、国民的伝統の実質の多くは捨象され、さらにプルードンを援用することによって社会主義的革命論をも組み込むことができた。ここで重要なことは、セルクル・プルードンの保守革命論において「保守的自然決定論」の呪縛から逃れることが可能になった点である。しかし保守革命論である以上、伝統や保守の立場は不可欠であり、その結果革命理念は中途半端なものにならざるを得ず全体主義理念も抑制されざるをえない。その意味でまだプレファシズム段階であって、ファシズム理論にはなりきっていない。

これに対しピエール・テータンジェはより全体主義的方向に進み出たが、依然としてカソリック的伝統主義にとらわれており、ファシズム的ではあっても、彼をファシストと呼ぶことはできない。ファシズムへの最後の一歩を踏み出したのがフェソーのジョルジュ・ヴァロワであった。フェソーとテータンジェの愛国青年同盟の間には思想的に隔たりがある。ヴァロワは戦争を国民の使命とみなし、その有効な遂行のために自由主義的な体制を打破し、軍事力の増強と生産力の高度化を主張した。より具体的に言えば、ヴァロワは近代化路線に立脚し、「議会制に代わる独裁制、自由主義国家に代わるコーポラティズム国家、国家による国民の垂直的統合、生産と軍事に関する科学技術の発展の奨励、家族主義に基づく有機的共同体としての国民、英雄主義的美徳に彩られた国民信仰」を理論化した。深沢君はヴァロワ理論の核心を「戦争の勝利とたえざる国力増大を可能にする全体主義的な国民国家を革命によって構築する」点に求め、これこそまさにファシズムの課題であったと述べている。そしてこのようなヴァロワ理論の哲学的基礎について言えば、ファシズムによく見られる、自然への服従を内容とする「存在の法則」論であった。

深沢君の主張はほぼ以上のように総括できよう。これらの研究を通してフランスにおいてはじめてファシズム思想の萌芽的形態が出現したことが明らかにされる。「自我がたえず現実感とエネルギーをもつためには」、その拠点となるものを内面化していなければならないが、既存の伝統をもはやおのれの自我の拠点にできない、伝統から切り離された孤独な自我がファシズム思想にとっての、いわば原状況にあたることがあきらかにされており、その意味でファシズムはロマン主義的状況を、あるいは市民社会と国家の合理主義的近代化によってもたらされた閉塞感を出発点

としていると言ってよい。思想史家スチェアート・ヒューズは一八六〇年代前後に生まれ、一八九〇年代に活動を開始した世代を「一八九〇年代の世代」と呼んでいるが、その意味での「一八九〇年代の世代」によってイデオロギー的に準備され、最終的には前線世代によってフランス・ファシズムのイデオロギーは思想的に一つの完成を見た。その思想は、例えば決定論の肯定と「英雄的活動主義」との間に見られるような基本的な矛盾を常にはらんでおり、それがまたファシズムの思想と運動に活力を与える源泉にもなっていた。ファシズムに一貫して見られる思想的特質は、一方で「自然の力」、自然法則への服従という主張であり、他方において大衆のエネルギーの賛美である。ただし大衆の活力を賛美するとはいえ、合理主義的な無制約的衝動には敵対的であった。彼らにとっては、大衆のエネルギーも、さらにファシズムに共通して見られるナショナリズムの主張にしても自然法則の発現として理解された、という次第である。

3　本書の評価と問題点

深沢君の研究の意義は、まず何よりも本書が日本における最初の本格的なフランス・ファシズム研究である、という点に求められる。すでに本報告で触れたようにファシズムに先行する、乃至ファシズム周辺の〈思想家〉をこれだけ地道に、しかもまとまったかたちで取り上げた研究は、ドイツやイタリアのファシズムについてもいまだ見られない現状において、きわめて開拓的論文であると評価できよう。

従来のファシズム研究においてはイデオロギー研究が著しく軽視されていたと言ってよい。ファシズムにおいて思想は二義的意義しかもたないもの、あるいは行為への露払いにすぎないものとされ、〈真理の追究〉という思想に固有の契機が欠如した、はっきり言えば信用できないもの、従って本格的に研究するに価しないとみなされがちであった。そうした意味でドイツやイタリアのファシズムの思想研究もあまりおこなわれてこなかったというのが現状である。これに対し深沢君の研究は単に「二義的」な意義しかもたないファシズム・イデオロギーをあえて取り上げたということではなくて、ファシズム・イデオロギー研究をポジティブな意味を持つものとして、とりわけ政権に就かず、また就く見込みもなかったフランスにおいてこそファシズム・イデオロギーが本格的に、また最初に開花したことを明らかにしている。この研究視角はステルネルから継承し

たものであるとはいえ、この視角に立ってフランス・ファシズム・イデオロギー形成を歴史的に跡付けた功績大きいと言えよう。特に、セルクル・プルードンやテータンジェ・ヴァロワについての研究は、研究視角こそステルネルら先行研究に負っているが、その具体的分析は深沢君の創見と言ってよく、今後長く残る研究になるのではないだろうか。

第二に、深沢君は本研究をステルネルに負うているとはいえ、ステルネルの主張にすべて賛意を表しているわけではない、という点を指摘しておきたい。ステルネルは新しい研究動向の創始者の常として、みずからの主張を極端に提示する傾向にあったが、深沢君はステルネルの「ゆきすぎ」の部分を実証的に修正した。例えばフランスにおいてファシズム思想はすでに第一次世界大戦前にできあがっていたとするステルネルの主張に対して、本書は、一八六〇年代を中心とする時期に生まれた世代によってファシズムは準備されたかも知れないが、実質的にファシズム思想を形成したのは前線世代の人たちであったことを明らかにしているし、またファシズムを社会主義や自由民主主義と並ぶ第三の道を示す本格的な思想としてとらえるステルネルに対して、フランス・ファシズムとて矛盾に満ちた思想であり、その矛盾を解消し、純粋なファシズムを実現しようとすれば、そこに文化、思想、歴史といったものは消滅し、ロボット的人間しか存在を許されなくなることを明かにし、第三の道論を相対化している。

最後に問題点というより、著者に対する今後の希望を若干指摘しておきたい。本書では、フランス・ファシズムの独自な意義を強調するステルネルの研究に沿った論旨を展開されているものの、そこで明らかにされた思想は思いのほかドイツ・ファシズムと共通しているという印象を受ける。ファシズムというからにはその主張の多くが共通しているのは当然としても、イタリアやドイツのファシズムに還元しえないフランス・ファシズムの独自性をより説得的に論証するには、これらの諸国との比較をもう少し展開してもよかったのではないか、そしてそのためにはフランス・ファシズムを近代一般ではなくフランス精神史に位置づけることがもう少しなされる必要があるのではないか、というのが第一点である。次にフランス・ファシズムにおける思想と運動の統一的理解という視点に関する問題である。著者自身この点にも一定の目配りをしている点は十分読み取れるが、本書の重点はファシズム・イデオロギーの自律性を明らかにする点におかれているので——その点で

の著者の功績についてはすでに触れた――思想と運動の統一的理解についてはまだ今後の課題と言えるのではないだろうか。しかしこれらはいずれも著者の今後の研究に対する審査員の希望をのべたまでであって、著者の業績を何ら貶めるものではない。

以上の審査報告、ならびに本書に示された著者の学識を総合的に判断した結果、われわれは、深沢民司君の研究は法学博士（慶應義塾大学）の学位に十分に価するものと判断する次第である。

二〇〇一年一月八日

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員法学博士　蔭山　宏

副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　鷲見　誠一

副査　慶應義塾大学名誉教授　法学博士　内山　秀夫